

環境衛生関係事務事業の取扱いについて

環境衛生関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 9 月 14 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-7	環境衛生関係事務事業の取扱いについて
1 環境保全にかかる条例等の整備及び審議会・協議会組織については、新町発足までに調整する。 2 集団資源回収助成事業は、現行のまま新町に引き継ぎ、奨励金の交付額については、神崎町の例による。 3 産業廃棄物の処理については、大河内町建設残土砂等処分場の設置地域（鍛冶、大河）との協議を踏まえ、神崎町の集積場を廃止し、大河内町の処分場での一本化に向け調整する。なお、減免規定については、神崎町の例による。		

平成 16 年 9 月 14 日 (確認) 継続審議